

新潟地域産業見本市開催事業事業者選定委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 新潟地域産業見本市開催事業を委託するにあたり、業務受託候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル形式により選定を行うものとする。その選定に関し、必要な事項を公正かつ適正に審査するため、「新潟地域産業見本市開催事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 選定委員会は、候補者を選定するため必要な事項を審議し決定する。

（組織）

第 3 条 選定委員会は、別表に定める者をもって組織する。

（会議）

第 4 条 選定委員会は、委員の半数以上の出席をもって開催する。

2 選定委員会の議事は、出席委員の過半数の合意をもって決する。

3 選定委員会の会議は、非公開とする。

（選定）

第 5 条 選定委員会は、候補者を選定する際は、当該業務の「新潟地域産業見本市開催事業事業者選定要領（資料 4）」に基づいて総合的に審査し、最も適切な者を候補者として選定するものとする。

（委員の責務）

第 6 条 委員は、公正な審査に努めなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 7 条 選定委員会の庶務は、新潟地域産業見本市実行委員会事務局において処理する。

附則

1 この要綱は、令和 2 年 1 月 1 7 日から施行する。

2 この要綱は、候補者決定をもって効力を失う。

別表（第 3 条関係）

団体名	役職	氏名
新潟商工会議所		
新潟県信用保証協会		
独立行政法人中小企業基盤整備機構		
公益財団法人燕三条地場産業振興センター		
公益財団法人新潟市産業振興財団		

※役職及び氏名については公正な審査及び個人情報の観点から公表しない。